

自死遺児救済援護事業のお知らせ

大分県青少年育成県民会議では、大分県の補助を受け、自死遺児（自死により親を失った児童生徒）を対象に入学・卒業祝、修学旅行助成等の援護活動を行っています。

1 対象は県内に居住し、県内の小・中学校、高等学校等に通学する自死遺児です

学校には、支援学校を含みます。親が大分県内に居住していれば支給対象となります。

また高等学校等に進学していなくても、満18歳に達する日の年度末までの遺児で、保護者に扶養されていれば支給対象となります。

2 亡くなった親の性別等に関係なく、支援が受けられます

亡くなった親が、生計を担う者であったかどうかは問いません。

ただし、親の再婚や養子縁組等により新たに両親を得た人は除きます。

3 申請は、直接、大分県青少年育成県民会議へ

申請は遺児の保護者が行ってください。

申請方法や提出書類などに関することは、直接、大分県青少年育成県民会議へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

大分県青少年育成県民会議

大分市大手町3-1-1

大分県生活環境部生活環境企画課青少年育成班内

Tel 097-506-3075

令和8年度 自死遺児救済援護事業の概要

項目	支給時期	小学生						中学生			高校生		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
新規遺児激励金 (5万円)	通年	新たに救済援護対象となった者											
入学祝金 (5万円)	5月(小学校) 3月(中学校)	○					○						
修学旅行助成金 (小学生2万円、中学生3万円)	6月(小学6年) 9月(中学2年)						○		○				
家族ふれあい旅行助成金 (1家族5万円)	6月					○							
文化鑑賞・スポーツ観戦助成金 (2万円)	7月	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
クリスマスプレゼント (2万円)	12月	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
中学校卒業祝金 (10万円)	2月									○			
育英支援金 (6万円)	4月										○	○	○

※ 遺児の学年により支給内容が異なりますのでご注意ください。(○印が支給対象です)

※ 支給は口座振替で行います。

※ 支給内容、支給時期について変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。